

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小事業者の事業持続化を支援します！

高砂市中小事業者 持続化支援給付補助金

高砂市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが大幅に減少し、事業活動に支障が生じている中小事業者に対し、事業の持続化を支援するため、給付補助金を交付します。

補助対象者

- 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小事業者で、令和2年10月31日以前に創業し、給付補助金の交付の申請の時点で事業を営んでいる実態があること。
- 令和2年11月から令和3年2月までの4箇月間の売上合計(ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給している場合は、その受給額を売上合計に加算する。)が、前年同期間の対比で30パーセント以上減少していること。ただし、中小事業者が令和元年11月2日以降に創業したなどの理由により同年11月から令和2年2月までの4箇月間の売上実績がない場合又は当該売上実績が不明の場合は、令和2年11月から令和3年2月までの売上合計が、次に掲げるいずれかの額と比して30パーセント以上減少していること。
 - ア 令和2年5月及び6月の2箇月間の売上合計に100分の200を乗じて得た額
 - イ 令和元年12月から令和2年2月までの3箇月間の平均売上額に100分の400を乗じて得た額
 - ウ その他、市長が適当であると認める見込みの額

申請期間

令和3年4月19日(月)から6月18日(金)まで(当日消印有効)

(注) 飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗を運営する事業者等で、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請又は既に協力金を受けている事業者からの申請受付は、令和3年5月19日(水)から開始します。
5月18日までに郵送された飲食店等を営む事業者からの申請書類は、原則保留し、5月19日以降の受付としますのでご了承ください。

申請方法

新型コロナウイルスの感染防止のため、申請手続きは、原則、郵送とします。
※予約制で担当窓口での申請手続きも可とします。お電話(下記)でご予約ください。
高砂市役所 産業振興課担当窓口係(079-443-9030)

補助金の額

1 補助対象者(1 事業者)につき、法人 40万円(上限)
個人 20万円(上限)

※売上減少額が上記の上限額に満たない場合は、その額(減少額)が給付補助金の額となります。※千円未満を切り捨てた金額とします。

交付申請に必要な提出書類

- ・補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・その他添付書類(誓約書及び同意書、確定申告書、売上台帳、本人確認書類の写し、営業許可書など)

中小事業者やその他の同等の者とは

中小企業基本法(第2条第1号及び第5項)に規定する中小企業者(及び小規模企業者)をいいます。なお、公共法人(法人税法第2条別表第1参照)を除く、財団・社団法人、学校法人、NPO 法人等の各種公益法人を含みます。

★ 問合せ・申請先(郵送先) ★

- ◆〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1
- ◆高砂市役所 生活環境部 環境経済室 産業振興課(商工労働係:窓口)
- ◆電話/079-443-9030(直) E-mail/tact2930@city.takasago.lg.jp
- ◆申請書類は、[市ホームページ](#)よりダウンロードしてください。ホームページはこちら👉

